

公式通知 No.5

全クラス宛

消火器の確認とガソリンの扱いについて

2025 年 GPR KARTING SERIES 特別規則 第 29 条 19. に則り、各ドライバーは全ての競技会において、下記条件を備えた消火器を 1 本以上備えていなければならない。

公式車両検査時に消火器の確認(封印：マーキング)を実施する。

また、ピット、パドックでの火気厳禁徹底に努めなければならない。

【携帯用消火器の条件】

- ・種 類 : ABC 粉末タイプ
- ・大きさ : **10 型(内容量 3.0kg)**以上

1 : 消火器の持参義務

- ・参加者全員が 10 型以上の消火器を必ず持参すること。
- ・ピット内では、ガソリン携行缶と消火器をセットで保管する。

2 : ガソリン携行缶の容量と保管場所

- ・22ℓ 以内の携行缶は 1 缶まで、ピット内の安全な場所に保管可能。
-安全な場所とは、発電機や電動工具など火気の恐れがあるものから十分に距離を取った位置（目安 4m）
- ・22ℓ を超える場合は主催者指定の保管庫に保管。
-この場合、給油は指定場所のみで実施可能。

3 : 廃ガソリンの取り扱い

- ・廃棄ガソリンは受付しません。
- ・再利用可能なきれいなガソリンは、サーキット設置のタンクで回収し、再利用を促進。
- ・洗浄等で汚れたガソリンは引き取り不可。

※主催者指定の保管庫は、指定ピット割をご確認下さい。

以上